

(陳受25第10号)

吉祥寺地域の客引き及び客待ち行為防止に関する陳情

受理年月日

平成25年8月29日

陳情者

中町2-31-6-601
武蔵野市環境浄化市民委員会
会長 春山 勇

陳情の要旨

35年の長きにわたって懸案の吉祥寺駅北口東地域の環境浄化、活性化は、かつての風俗店の生き残りに悩みつつも、五日市街道入り口の道路拡幅がなされ、駅近くの一角に大規模商業ビルが建設中で、新たな段階に入りつつあります。

平成14年6月成立の「生活安全条例」、「つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」の2条例に基づくブルーキャップのパトロールの効果で、吉祥寺駅北口サンロード入り口周辺での風俗系のスカウトは確実に減りました。このことは感謝しております。しかし、南口パークロードや、駅前広場の東側横断歩道以東の客引き・呼び込みは、いまだにしぶとく残って、ここ2か月、数も働きかけも激しくなっています。また、ヨドバシ裏などの十字路の真ん中にも夕刻以降には、必ず客引き・呼び込み（客待ち）が立っており、歩行者や自転車通行の妨げになっています。

今般、新宿区では、風俗営業以外のカラオケや居酒屋などの店舗に対しても、かなり厳しい客引きや呼び込みの防止条例をつくり、9月施行の予定です。

本市の「つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」は、違反行為に対するブルーキャップの指導の根拠になっていますが、新宿区では、これを地元商店街の担当者らが「指導員」としてパトロールを行い、違反者に中止を指示できることになっています。

よって、下記の事項を陳情いたします。

記

- 1 規制対象区域を設定し、その区域内では、現「つきまとい勧誘行為の防止及び路上宣伝行為等の適正化に関する条例」の対象行為に、客引き・呼び込み（客待ち）を明記すること。
- 2 現在、武蔵野市のブルーキャップは、午後9時までパトロールを行っていますが、午後9時以降についても何らかの実効性のある指導が可能になるような方策を行うこと。